

○関東地方整備局告示第百五十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年四月二十四日

関東地方整備局長 岩崎 福久

第1 起業者の名称 電源開発送変電ネットワーク株式会社

第2 事業の種類 特別高圧送電線新赤城線保全事業（群馬県みどり市大間々町上神梅地内から同県桐生市新里町高泉字東本漆地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 なし

2 使用の部分 群馬県みどり市大間々町上神梅地内及び同市大間々町下神梅地内並びに同県桐生市新里町高泉字東本漆地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県沼田市利根町根利地内の東群馬変電所から群馬県太田市新田市野井町地内の新新田変電所までの亘長30.6kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「特別高圧送電線新赤城線保全事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による送電事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である電源開発送変電ネットワーク株式会社（以下「起業者」という。）は、電気事業法の規定による送電事業者である。

また、特別高圧送電線新赤城線（以下「新赤城線」という。）は、電気事業法の規定による振替供給の用に供されている。

さらに、起業者は、新赤城線を維持管理しているほか、本件事業に要する費用を自己調達資金により確保している。

したがって、起業者は本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

新赤城線は、福島県及び新潟県内の只見川水系における各発電所の発生電力を首都圏に送電する重要な基幹送電線である特別高圧送電線只見幹線の一部として、首都圏への送電ネットワークの系統安定度と電圧安定性を維持し、首都圏への安定した電力の供給に寄与している。

また、新赤城線は、他系統の送電線と連系することで、送配電等業務指針（電気事業法の規定により経済産業大臣の認可を受けた指針）において規定されている電力設備の 2 箇所同時喪失を伴う故障（以下「電力設備の故障」という。）が発生した場合の対策としての役割を担っている。

そのため、新赤城線を撤去せざるを得なくなれば、首都圏への送電ネットワークの系統安定度と電圧安定性を維持し、首都圏への安定した電力の供給に支障を来す恐れがあるほか、他系統の送電線における電力設備の故障が発生した場合において、他系統の送電線に送電容量を上回る電流が発生し、広範囲の停電が生じる恐れもあるなどといった影響が懸念される。

本件事業の施行により、首都圏への安定した電力の供給が継続できるほか、他系統の送電線において電力設備の故障が発生した場合における広範囲の停電の発生防止にも寄与する。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で本件区間における磁界について調査を実施したところ、電気設備の技術基準の解釈（平成 25 年 3 月 14 日付け、20130215 商局第 4 号）の規定による規制値を下回っている。

また、本件事業は新たな電気工作物の施設などの工事を伴うものではないため、磁界以外の生活環境、自然環境及び埋蔵文化財に与える影響は生じない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件区間に設置されている電気工作物は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）に定める技術的要件を満たすものとして、電気事業法の規定による検査を受けており、電気事業法等に定める基準に適合していると認められる。

また、新赤城線が果たしている安定した電力の供給を継続するための手法として、本送電線の施設をそのまま使用する案（以下「申請案」という。）と新赤城線を移設するルート案（以下「移設案」という。）の2案による検討も行われており、申請案と移設案を比較したところ、移設案は鉄塔を新設又は移設するための土地が新たに必要となること及び送電の停止が必要となる期間が生じることから、地域の環境に与える影響、工事施工の難易度及び経済性等から総合的に判断すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、新赤城線は、首都圏への送電ネットワークの系統安定度と電圧安定性を維持し、首都圏への電力の安定供給を継続して行うために必要不可欠なものであり、本件事業の施行により、その機能を存続させる必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、起業地は、送電線下用地であり、これを使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

群馬県みどり市役所笠懸庁舎

群馬県桐生市役所地域振興整備局新里支所市町村生活課

第 6 収用又は使用の手続が保留される起業地

群馬県みどり市大間々町上神梅地内及び大間々町下神梅地内